



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則（防災危機管理課）…………… 2
- 沖縄県公文書館管理規則の一部を改正する規則（総務私学課）…………… 9
- 物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則（財政課）…………… 10
- 医療法施行細則の一部を改正する規則（医療政策課）…………… 10
- 臨床検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（医療政策課）…………… 12
- 歯科衛生士法施行細則（医療政策課）…………… 12
- クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則（衛生薬務課）…………… 13
- 沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則（国民健康保険課）…………… 13
- 沖縄県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則（国民健康保険課）…………… 14
- 沖縄県桑苗検査規則を廃止する規則（糖業農産課）…………… 14
- 沖縄県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則（水産課）…………… 14
- 沖縄県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（水産課）…………… 18
- 沖縄県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（水産課）…………… 19
- 沖縄県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則（道路管理課）…………… 19

告 示

- 沖縄県選挙常時啓発補助金交付要綱を廃止する告示（市町村課）…………… 19
- 沖縄県地域福祉基金事業補助金交付規程の一部を改正する告示（高齢者福祉介護課）…………… 20
- 沖縄県産業工芸品之証ちよう付規程を廃止する告示（ものづくり振興課）…………… 20
- 沖縄県観光功労者表彰規程の一部を改正する告示（観光政策課）…………… 20
- 沖縄県観光シンボルマーク取扱規程の一部を改正する告示（観光政策課）…………… 20
- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料及び利用料金の承認（文化振興課）…………… 21
- 特別国体シンボルマーク取扱規程及び復帰記念沖縄特別国民体育大会競技用具等貸付規程を廃止する告示（スポーツ振興課）…………… 24
- 事業の認定（用地課）…………… 24
- 都市計画事業の変更の認可（道路街路課）…………… 26
- 基本測量の実施の通知・2件（道路管理課）…………… 26
- 土砂災害警戒区域の指定・2件（海岸防災課）…………… 26
- 土砂災害警戒区域の指定の解除・2件（海岸防災課）…………… 27
- 土砂災害特別警戒区域の指定・4件（海岸防災課）…………… 28
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市計画・モノレール課）…………… 34
- 市街地再開発組合の事業計画の変更の認可（都市計画・モノレール課）…………… 34
- 文化財保存事業費補助金交付要綱を廃止する告示（教育庁文化財課）…………… 34

公 告

- 知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知・8件（道路街路課）…………… 34
- 知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知（都市公園課）…………… 37
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課）…………… 37

訓 令

- 沖縄県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令（職員厚生課）…………… 37

企業局事項

- 沖縄県企業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓

令	38
病院事業局事項	
○沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令	39
選挙管理委員会事項	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数	40

規 則

沖縄県危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第29号

沖縄県危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県危険物の規制に関する規則（昭和47年沖縄県規則第138号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3章」の次に「の規定の施行に関し」を加え、「。以下「政令」という。」及び「。以下「府令」という。」を削り、「の施行及びその他」を「に定めるもののほか、」に改める。

第2条中「第1号様式その1」を「第1号様式」に、「第1号様式その2」を「第2号様式」に改める。第12条を削る。

第11条中「第16条の5第3項」を「第16条の3の2第3項及び第16条の5第3項」に、「第4条第4項」を「第4条第2項」に、「第8号様式」を「第10号様式」に改め、同条を第12条とする。

第10条中「の認可」の次に「又は変更の認可」を加え、「第7号様式」を「第9号様式」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条第1項中「、仮貯蔵所又は仮取扱所」を削り、「（第6号様式）正副2通」を「（第8号様式）の正本1部及び副本1部」に改め、同条を第9条とする。

第7条第1項中「行なおう」を「行おう」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「（第5号様式）正副2通」を「（第7号様式）の正本1部及び副本1部」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「用途廃止」を「用途の廃止」に、「以下」を「第10条において」に改め、同条を第7条とする。

第5条第1項を次のように改める。

製造所等の関係者は、製造所等の使用を3月以上休止し、又は再開しようとするときは、その休止し、又は再開しようとする日の7日前までに製造所等使用休止（再開）届出書（第6号様式）の正本1部及び副本1部を知事に提出しなければならない。

第5条を第6条とする。

第4条第1項中「第11条第5項の規定により仮使用の承認」を「第11条第5項ただし書の規定による承認（以下この条において「仮使用の承認」という。）」に改め、「、仮使用を開始する場合には」を削り、「個所」を「箇所」に、「第3号様式」を「第5号様式」に改め、同条第2項ただし書中「仮使用を」を「仮使用の承認を」に改め、同条を第5条とする。

第3条第1項中「あつた」を「あった」に、「関係者の住所、氏名、名称変更届出書（第2号様式）」を「関係者の住所・氏名・名称変更届出書（第4号様式）」に改め、同条第3項中「あつた」を「あった」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（製造所等の軽微な変更工事届出）

第3条 製造所等において維持管理のための補修、取替え、撤去その他の軽微な変更工事（法第11条第1項後段の規定による許可を要するものを除く。）を行おうとする者は、工事の7日前までに危険物製造所等軽微な変更工事届出書（第3号様式）の正本1部及び副本1部を、知事に提出しなければならない。

第13条及び第14条を次のように改める。

（危険物取扱者試験の通知）

第13条 危険物の規制に関する規則第58条第1項の規定による危険物取扱者試験に合格したことの通知は、危険物取扱者試験合格通知書（第11号様式）によって行うものとする。

(不正受験者に対する措置)

第14条 知事は、不正の手段によって危険物取扱者試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その受験を停止し、又は合格の決定を取り消すことがある。

第15条から第18条までを削る。

第1号様式その2を削り、第1号様式その1を次のように改める。

第1号様式 (第2条関係)

沖縄県指令知第 号

危険物製造所等設置許可書

住所
氏名

年 月 日付け消防法第11条第1項の規定により申請のあった危険物 所の設置については、下記のとおり許可します。

年 月 日

沖縄県知事 印

記

設置者の住所及び氏名	
設置場所	
製造所等の別	
貯蔵所又は取扱所の区分	
危険物の類、品名及び最大数量	

第2号様式から第9号様式までを次のように改める。

第2号様式 (第2条関係)

沖縄県指令知第 号

危険物製造所等変更許可書

住所
氏名

年 月 日付け消防法第11条第1項の規定により申請のあった危険物 所の変更に
ついては、下記のとおり許可します。

年 月 日

沖縄県知事 印

記

設置者の住所及び氏名	
設置場所	

製造所等の別	
貯蔵所又は取扱所の区分	
設置許可年月日及び許可番号	
危険物の類、品名及び最大数量	

第3号様式（第3条関係）

危険物製造所等軽微な変更工事届出書

沖縄県知事 殿		年 月 日	
		届出者 住所 氏名	
設置者	住所		
	氏名		
設置場所			
製造所等の別		貯蔵所又は取扱所の区分	
設置許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
工事の期間			
工事の概要			
その他必要な事項			
※受付欄		※経過欄	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 2 届出者及び設置者の住所及び氏名は、法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
 3 ※印の欄は記入しないこと。

第4号様式（第4条関係）

関係者の住所・氏名・名称変更届出書

沖縄県知事 殿		年 月 日	
		届出者 住所 氏名	
設置者	住所		
	氏名		
設置場所			

製造所等の別			
設置許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
変更の内容			
変更年月日	年 月 日		
その他必要な事項			
※受付欄		※経過欄	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 2 届出者及び設置者の住所及び氏名は、法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
 3 ※印の欄は記入しないこと。

第5号様式（第5条関係）

消防法による仮使用承認済	
製造所等の別	
承認年月日、番号	年 月 日 第 号
承認行政庁名	沖縄県知事

- 備考 1 掲示板の大きさは、縦は25センチメートル以上、横は35センチメートル以上とすること。
 2 掲示板は、木製、金属製又は合成樹脂製とすること。
 3 掲示板の地の色は白色、文字の色は黒色とすること。

第6号様式（第6条関係）

製造所等使用休止（再開）届出書

沖縄県知事 殿 年 月 日	
届出者 住所 氏名	
設置者の住所及び氏名	
設置場所	
製造所等の別	貯蔵所又は取扱所の区分
設置許可年月日	年 月 日 許可番号 第 号
完成検査年月日	年 月 日 検査番号 第 号
休止期間	年 月 日から 年 月 日まで
再開期日	年 月 日

理由	
休止中の管理方法	
その他必要事項	
※受付欄	※経過欄

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 2 届出者及び設置者の住所及び氏名は、法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
 3 ※印の欄は記入しないこと。

第7号様式（第8条関係）

製造所等危険作業施行届出書

沖縄県知事 殿		年 月 日	
		届出者 住所 氏名	
設置者の住所及び氏名			
設置場所			
製造所等の別		貯蔵所又は取扱所の区分	
設置許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
完成検査年月日	年 月 日	検査番号	第 号
作業種別	修理・分解・清掃・その他		
期間	年 月 日から 年 月 日まで		
作業時間		現場責任者	
作業の概要			
災害防止対策			
※受付欄		※経過欄	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 2 届出者及び設置者の住所及び氏名は、法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
 3 ※印の欄は記入しないこと。

第8号様式（第9条関係）

災害発生届出書

沖縄県知事 殿		年 月 日	
		届出者 住所 氏名	
発生日時	年 月 日 時 分頃		
発生場所			
発生の経過			
処置状況			
被害の状況			
死傷者の状況			
消火設備			
設置者の住所及び氏名			
製造所等の別		貯蔵所又は取扱所の区分	
危険物の類、品名及び数量		指定数量の	倍
設置許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
完成検査年月日	年 月 日	検査番号	第 号
※受付欄		※経過欄	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 2 届出者及び設置者の住所及び氏名は、法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
 3 ※印の欄は記入しないこと。

第9号様式（第11条関係）

沖縄県指令知第 号

予防規程（変更）認可書

住所
氏名

製造所等の設置場所

製造所等の別

設置許可年月日及び許可番号

年 月 日付で申請のあった
防法第14条の2第1項の規定により認可する。

予防規程（変更）については、消

年 月 日

沖縄県知事 印

第9号様式の次に次の2様式を加える。

第10号様式（第12条関係）

（表）

第	号	年 月 日交付
職 氏名	生年月日	年 月 日生
立入検査証		
沖縄県知事		印

（裏）

消防法（抜粋）

第16条の3の2 市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所において発生した危険物の流出その他の事故（火災を除く。以下この条において同じ。）であつて火災が発生するおそれのあつたものについて、当該事故の原因を調査することができる。

2 市町村長等は、前項の調査のため必要があるときは、当該事故が発生した製造所、貯蔵所若しくは取扱所その他当該事故の発生と密接な関係を有すると認められる場所の所有者、管理者若しくは占有者に対して必要な資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防事務に従事する職員に、これらの場所に立ち入り、所在する危険物の状況若しくは当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所その他の当該事故に関係のある工作物若しくは物件を検査させ、若しくは関係のある者に質問させることができる。

第16条の5 市町村長等は第16条の3の2第1項及び第2項に定めるもののほか、危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災の防止のため必要があると認めるときは、指定数量以上の危険物を貯蔵し、若しくは取り扱っていると認められるすべての場所（以下この項において「貯蔵所等」という。）の所有者、管理者若しくは占有者に対して資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防事務に従事する職員に、貯蔵所等に立ち入り、これらの場所の位置、構造若しくは設備及び危険物の貯蔵若しくは取扱いについて検査させ、関係のある者に質問させ、若しくは試験のため必要な最小限度の数量に限り危険物若しくは危険物であることの疑いのある物を収去させることができる。

備考 証票の大きさは、縦は5.5センチメートル、横は9センチメートルとする。

第11号様式（第13条関係）

危険物取扱者試験合格通知書

年 月 日

沖縄県知事 印

試験の種類	甲（乙、丙）種第 類
試験施行年月日	年 月 日

受験番号	第 号
------	-----

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

沖縄県公文書館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第30号

沖縄県公文書館管理規則の一部を改正する規則

沖縄県公文書館管理規則（平成7年沖縄県規則第50号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「沖縄県公文書館利用証」を「指定管理者が交付する利用証」に改め、「第2号様式。」を削り、同条第2項中「利用証交付申請書（第3号様式）」を「指定管理者が別に定める申請書」に改め、同条第6項中「利用証交付台帳（第4号様式）」を「利用証の交付を受けた者の氏名、住所その他必要な事項を記載した台帳」に改める。

第6条第1項中「公文書等閲覧申請書（第5号様式）」を「指定管理者が別に定める申請書」に改める。

第8条第1項中「公文書等複写申請書（第6号様式）」を「指定管理者が別に定める申請書」に改める。

第9条中「出版物等掲載許可申請書（第7号様式）」を「指定管理者が別に定める申請書」に改める。

第10条第4項中「第8号様式」を「第2号様式」に、「第9号様式」を「第3号様式」に改める。

第14条第2項中「文書等寄贈申込書（第10号様式）」を「指定管理者が別に定める申込書」に改め、同条第3項中「寄贈文書等受取証（第11号様式）」を「文書等を受け取った旨を証する書面」に改める。

第15条第4項中「第12号様式」を「第4号様式」に改め、同条第5項中「第13号様式」を「第5号様式」に、「第14号様式」を「第6号様式」に改める。

第16条中「第15号様式」を「第7号様式」に改める。

第1号様式備考中「日本工業規格A列4判」を「日本産業規格A列4番」に改める。

第2号様式から第7号様式までを削る。

第8号様式中「登録番号」を「資料コード」に、

表 題 (文書名又は簿冊名等)	を
--------------------	---

タイトル

に改め、同様式を第2号様式とする。

第9号様式中「登録番号」を「資料コード」に、

表 題 (文書名又は簿冊名等)	を
--------------------	---

タイトル

に改め、同様式を第3号様式とする。

第10号様式及び第11号様式を削り、第12号様式を第4号様式とし、第13号様式から第15号様式までを8様式ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の第5条第1項の規定により交付された沖縄県公文書館利用証は、当該沖縄県公文書館利用証の有効期間の満了する日までの間は、改正後の第5条第1項の規定により交付された利用証とみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前の沖縄県公文書館管理規則の規定によりなされている申請その他の手続は、改正後の沖縄県公文書館管理規則の相当規定によりなされた申請その他の手続とみなす。

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第31号

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年沖縄県規則第83号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第2条第2号」を「第2条第3号」に改め、同条第2号中「第2条第3号」を「第2条第4号」に改め、同条第3号中「第2条第4号」を「第2条第5号」に改め、同条第4号中「第2条第5号」を「第2条第6号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第32号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（昭和47年沖縄県規則第163号）の一部を次のように改正する。

第12条の見出しを「（医師宿直免除申請）」に改め、同条中「法第16条ただし書」を「省令第9条の15の2」に、「医業を行う病院に宿直医師を置かないときの許可申請」を「病院の入院患者の病状が急変した場合においても当該病院の医師が速やかに診療を行う体制が確保されていることの認定の申請」に改める。

第15号様式中「 箇所を管理者としたいので」を「管理者の兼任の許可を受けたいので、」に、

「現産」

に管理している病院（診療所、助産所）	新たに管理しようとする病院（診療所、助産所）	を	兼任する管理者の氏名
			現に管理している病院（産所）

診療所、助産所、新たに管理しようとする病院（診療所、助産所）	に、	開設者氏名	開設者
		管理者氏名	管理者

氏名	を	開設者氏名	開設者氏名
氏名			

に、「距離及び」を「距離並びに」に、	管理する理由
--------------------	--------

<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 30px; display: inline-block;"></div>	を	管理する理由	
	」	法第12条第2項各号の規定のうち該当する規定	法第12条第2項第 号

に改める。

第16号様式を次のように改める。

第16号様式（第12条関係）

病院医師宿直免除申請書

年 月 日

保健所長 殿

管理者 住所
氏名

医療法施行規則第9条の15の2の規定により病院に医師を宿直させないことについて次のとおり申請します。

病院の名称						
開設の場所						
電話番号						
診療科目						
病床数	一般	療養	精神	結核	感染症	合計
	床	床	床	床	床	床
病院に医師を宿直させない理由						
医師が速やかに診療を行う体制	連絡体制					
	連絡を受ける医師が待機する場所等					

(注) 医師が速やかに診療を行う体制を確保していることが確認できる内規等を添付すること。

第20号様式中「診療所介護老人保健施設」を「診療所、介護老人保健施設又は介護医療院」に改め、同様式備考(5)及び(1)中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第21号様式中「1(2)人」を「1人又は2人」に、

1 開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の数	病 院	
	診 療 所	
	介護老人保健施設	

施設	1 開設する病院、診療所、介護老人保健施設	病院	
----	-----------------------	----	--

施設 施設	を	又は介護医療院の数	診療所	
			介護老人保健施設	
			介護医療院	

施設
施設
施設
施設

に改める。

第22号様式中「、介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設、介護医療院」に、「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第25号様式備考(3)中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第27号様式備考7中「監査報告書」の次に「、純資産変動計算書及び附属明細表」を加え、同様式備考9ただし書を削り、同様式備考9中(4)及び(5)を削り、同様式注1中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第30号様式備考(9)、第30号様式の2備考(9)、第30号様式の3備考(9)及び第30号様式の4備考(9)中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第48号様式中「介護老人保健施設名」を「介護老人保健施設・介護医療院名」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

臨床検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第33号

臨床検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

臨床検査技師等に関する法律施行細則（昭和47年沖縄県規則第168号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第1号様式」を「別記様式」に改める。

第3条を削る。

第4条中「3通」を「1通」に改め、同条を第3条とする。

第2号様式を削る。

第1号様式注を削り、同様式を別記様式とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

歯科衛生士法施行細則をここに公布する。

令和3年3月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第34号

歯科衛生士法施行細則

歯科衛生士法施行細則（昭和47年沖縄県規則第167号）の全部を改正する。
歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第6条第3項の規定による届出は、業務に従事する歯科衛生士の就業地を管轄する保健所長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第35号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和47年沖縄県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第11号様式中	「3 氏名	年 月 日 生」	を	「3 氏名	4 旧姓又は通称名の併記の	5 併記する旧姓又は通称名	旧姓	通称名	6 生年月日	年 月
---------	-------	----------	---	-------	---------------	---------------	----	-----	--------	-----

希望の有無 有 ・ 無

に、「4 年 月 日」を「7 年 月 日」に改める。

日 「 記

第13号様式中	1 新 本 籍	旧 本 籍	2 新 氏 名	旧 氏 名	3 生 年 月 日	4 変 更 理 由
---------	---------	-------	---------	-------	-----------	-----------

を 「

	新	旧
本籍		
氏名		
併記する旧姓		
併記する通称名		

に改める。」

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第36号

沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則（平成20年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2号様式、第4号様式、第7号様式及び第8号様式中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

沖縄県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第37号**沖縄県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則**

沖縄県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則（平成30年沖縄県規則第46号）の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第6号様式から第8号様式までの規定中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

沖縄県桑苗検査規則を廃止する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第38号**沖縄県桑苗検査規則を廃止する規則**

沖縄県桑苗検査規則（昭和60年沖縄県規則第22号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第39号**沖縄県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則**

（趣旨）

第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第26条第1項及び第30条第1項の規定に基づき、特定水産資源の漁獲量等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。

（漁獲量等の報告の方法）

第2条 法第26条第1項及び第30条第1項の報告は、電磁的方法（電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と漁獲量等の報告者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものをいう。）によりするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は報告すべき事項が多数であることその他やむを得ない事由がある場合には、漁獲割当管理区分に係る報告にあつては別記様式第1号の書面により、漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。）に係る報告にあつては別記様式第2号の書面により、漁獲努力量管理区分に係る報告にあつては別記様式第3号の書面によりすることができる。

3 前項の書面を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項

の一般信書便事業者若しくは同条第9項の特定信書便事業者による同条第2項の信書便で提出した場合における法第26条第1項及び第30条第1項の報告に係る期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

(代理人による報告)

第3条 代理人により法第26条第1項及び第30条第1項の報告をする場合には、あらかじめ、別記様式第4号によるその権限を証する書面を知事に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(沖縄県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の廃止)

2 沖縄県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則(平成31年沖縄県規則第3号)は、廃止する。

別記様式第1号(第2条関係)

年 月 日

沖縄県知事 殿

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

漁獲量等報告書(漁獲割当管理区分)及び個人情報の取扱いに関する同意書

1 漁獲量等の報告

漁業法(昭和24年法律第267号)第26条第1項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

漁獲割当割合設定通知書の番号		
特定水産資源の名称		
漁獲割当管理区分の名称		
設定を受けた年次漁獲割当量	(単位:)	
陸揚げした日	漁獲量(kg)	備考

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、沖縄県の機関その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することに同意します。

備考 1 複数の漁獲割当割合の設定を受けている漁獲割当割合設定者が複数の漁獲割当割合又は特定水産資源について報告を行う場合には1の表の右側に欄を設けて報告することができる。

2 「漁獲割当割合設定通知書の番号」の欄について、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できる内容を記載することとする(漁獲割当割合設定者が同じ特定水産資源について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合に限る。)

- 3 「特定水産資源の名称」の欄について、くろまぐろの漁獲量の報告の場合には、「くろまぐろ（小型魚）」と「くろまぐろ（大型魚）」は、異なる特定水産資源であることから、異なる欄に分けて記入することとする。
- 4 「設定を受けた年次漁獲割当量」の欄について、年次漁獲割当量の移転の認可を受けた場合にあっては移転後の年次漁獲割当量を、年次漁獲割当量を承継した場合にあっては承継後の年次漁獲割当量を、それぞれ記入することとする。
- 5 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入することとする。

別記様式第2号（第2条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

漁獲量等報告書（非漁獲割当管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。））及び
個人情報の取扱いに関する同意書

1 漁獲量等の報告

漁業法（昭和24年法律第267号）第30条第1項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

許可番号又は 免許番号		船舶の名称	
		漁船登録番号	
管理区分の名称			
陸揚げした日	特定水産資源の名称	漁獲量 (kg)	

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、沖縄県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

- 備考 1 「許可番号又は免許番号」の欄について、許可（法第57条第1項の許可をいう。）に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては許可番号、漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては免許番号を、それぞれ記入する。海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合には、当該承認番号を記載する。許可番号（承認番号を含む。）又は免許番号のいずれも持たない場合には、省略する。
- 2 「船舶の名称」及び「漁船登録番号」の欄について、船舶以外の漁業の生産活動を行う基本的な単位となる設備を用いて特定水産資源の採捕をした場合には、省略する。
- 3 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす（移送用の仮い

けすを含む。)に入れた日を記入することとする。

- 4 「特定水産資源の名称」の欄について、くろまぐろの漁獲量の報告の場合には、「くろまぐろ(小型魚)」と「くろまぐろ(大型魚)」は、異なる特定水産資源であることから、異なる欄に分けて記入することとする。

別記様式第3号(第2条関係)

年 月 日

沖縄県知事 殿

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

漁獲量等報告書(漁獲努力量管理区分)及び個人情報の取扱いに関する同意書

1 漁獲量等の報告

漁業法(昭和24年法律第267号)第30条第1項の規定に基づき、漁獲努力量等について、次のとおり報告します。

許可番号又は 免許番号		船舶の名称	
		漁船登録番号	
管理区分の名称			
陸揚げした日	特定水産資源の名称	漁獲努力量	漁獲量(kg)

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、沖縄県の機関その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することに同意します。

- 備考 1 「許可番号又は免許番号」の欄について、許可(法第57条第1項の許可をいう。)に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては許可番号、漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては免許番号を、それぞれ記入する。海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合には、当該承認番号を記載する。許可番号(承認番号を含む。)又は免許番号のいずれも持たない場合には、省略する。
- 2 「船舶の名称」及び「漁船登録番号」の欄について、船舶以外の漁業の生産活動を行う基本的な単位となる設備を用いて特定水産資源の採捕をした場合には、省略する。
- 3 「漁獲努力量」の欄について、特定水産資源を採捕するために行われる漁ろうの作業の量(当該特定水産資源ごとに都道府県資源管理方針において示された、操業日数、操業時間、船舶の隻数、漁具の数、漁具の大きさ又は漁具の使用回数)を記載する。

別記様式第4号(第3条関係)

年 月 日

沖縄県知事 殿

(委任者)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任状及び個人情報の取扱いに関する同意書

1 漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任

私は、漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)の規定に基づく報告について、(1)の者を代理人として定め、(2)に定める期間において、(3)に定める報告に係る事務を委任します。

(1) 代理人

氏名

住所

(2) 委任期間

〇〇年〇月〇〇日から〇〇年〇月〇〇日まで

※ なお、委任者から委任期間終了の30日前までに委任期間を延長しない旨の申出を行わない場合には、当該委任期間を1年間延長することといたします(翌年以降も同様。以下「延長された委任期間」という。)。委任期間(延長された委任期間を含む。)中に委任を解除する場合には、委任者は委任を解除する日の30日前までに代理人及び知事に対してその旨を申し出ることといたします。

(3) 委任事項(☑を入れる。)

 法第26条第1項の規定に基づく知事に対する報告(漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告) 法第30条第1項の規定に基づく知事に対する報告(非漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告)

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、沖縄県の機関その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することに同意します。

備考 1 委任者が複数の場合には、連名で1通の委任状を作成することもできる。

2 1(3)の委任事項の欄について、委任する事項を限定する場合には、当該委任する事項のみ記載し、委任しない事項を削ることとする。

3 1(3)の委任事項の欄について、法第26条第1項及び第30条第1項の報告に加え、次に掲げる報告を委任事項に追加することができる。

 法第58条の規定により読み替えて準用する法第52条第1項の規定に基づく知事に対する報告(知事許可漁業における資源管理の状況等の報告) 法第90条第1項の規定に基づく知事に対する報告(漁業権漁業における資源管理の状況等の報告)

沖縄県特定水産資源の採捕の停止に関する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第40号

沖縄県特定水産資源の採捕の停止に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第33条第2項の規定に基づき、特定水産資源の採捕の停止に関し必要な事項を定めるものとする。

(告示)

第2条 知事は、法第33条第2項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちにその旨を県公報で告示するものとする。同項各号のいずれにも該当しなくなつたと認めるときも、同様とする。

(特定水産資源の採捕の停止)

第3条 前条前段の規定による告示に係る知事管理区分において当該告示に係る特定水産資源の採捕をする者は、当該告示をした日の翌日から同日の属する管理年度の末日（当該告示において法第33条第2項各号のいずれかに該当すると認める期間が定められた場合にあつては、当該期間の末日）までの間は、当該告示に係る特定水産資源の採捕をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が前条後段の規定による告示をしたときは、当該告示に係る知事管理区分において当該告示に係る特定水産資源の採捕をする者は、当該告示をした日から当該告示に係る特定水産資源の採捕をすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(沖縄県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則の廃止)

2 沖縄県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則（平成31年沖縄県規則第4号）は、廃止する。

沖縄県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第41号

沖縄県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

沖縄県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和55年沖縄県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第9条中「沖縄県信用漁業協同組合連合会」を「九州信用漁業協同組合連合会」に改める。

第11条第3号中「、会社整理開始」を削る。

第15条中「沖縄県信用漁業協同組合連合会」を「九州信用漁業協同組合連合会」に改める。

第9号様式（裏面）中「、会社整理開始」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

沖縄県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第42号

沖縄県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県道路占用料徴収条例施行規則（平成4年沖縄県規則第17号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「別表2の14の項」を「別表第2の14の項」に、「令和3年3月31日」を「令和3年9月30日」に改める。

別表第2の14の項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条の新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第207号

沖縄県選挙常時啓発補助金交付要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和3年3月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県選挙常時啓発補助金交付要綱を廃止する告示

沖縄県選挙常時啓発補助金交付要綱（昭和48年沖縄県告示第246号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和3年3月30日から施行する。

沖縄県告示第208号

沖縄県地域福祉基金事業補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県地域福祉基金事業補助金交付規程の一部を改正する告示

沖縄県地域福祉基金事業補助金交付規程（平成3年沖縄県告示第895号）の一部を次のように改正する。
第1号様式中「印」を削る。

第2号様式から第5号様式までの規定中「印」を削り、「沖縄県指令生第 号」を「沖縄県指令 第号」に改める。

第6号様式中「沖縄県指令生第 号」を「沖縄県指令 第 号」に改める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

沖縄県告示第209号

沖縄県産業工芸品之証ちよう付規程を廃止する告示を次のように定める。

令和3年3月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県産業工芸品之証ちよう付規程を廃止する告示

沖縄県産業工芸品之証ちよう付規程（昭和59年沖縄県告示第605号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和3年3月30日から施行する。

沖縄県告示第210号

沖縄県観光功労者表彰規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県観光功労者表彰規程の一部を改正する告示

沖縄県観光功労者表彰規程（昭和52年沖縄県告示第499号）の一部を次のように改正する。
別記様式中「㊤」を削る。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

沖縄県告示第211号

沖縄県観光シンボルマーク取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県観光シンボルマーク取扱規程の一部を改正する告示

沖縄県観光シンボルマーク取扱規程（昭和54年沖縄県告示第224号）の一部を次のように改正する。
第3条第1項第2号中「イメージアツプ」を「イメージアップ」に改める。

別記様式中「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、「㊤」を削る。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

沖縄県告示第212号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項及び第19条第3項において準用する第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料及び利用料金を承認した。

令和3年3月30日

沖縄県文化観光スポーツ部長 渡 久 地 一 浩

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 観覧料及び利用料金の適用年月日 令和3年4月1日
- 4 観覧料の額

(1) 常設展を観覧しようとする場合の観覧料

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
博物館施設	一般	530円	420円
	大学生及び高校生	270円	220円
	中学生及び小学生	150円（県外の中学生及び小学生に限る。）	120円（県外の中学生及び小学生に限る。）
美術館施設	一般	400円	320円
	大学生及び高校生	220円	180円
	中学生及び小学生	100円（県外の中学生及び小学生に限る。）	80円（県外の中学生及び小学生に限る。）

備考

- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

(2) 1年間を通して常設展、企画展又は特別展を観覧しようとする場合の観覧料

区分		観覧料の額（1人につき）		
		一般	大学生及び高校生	中学生及び小学生
博物館施設	常設展	1,200円	750円	450円（県外の中学生及び小学生に限る。）
	常設展、企画展及び特別展	3,900円	2,500円	1,400円（県内の中学生及び小学生にあっては、1,050円）
美術館施設	常設展	900円	600円	300円（県外の中学生及び小学生に限る。）
	常設展及び企画展	4,100円	2,800円	1,500円（県内の中学生及び小学生にあっては、1,050円）

は、1,200円)

備考

- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。

5 利用料金の額

(1) 施設利用料金

ア 博物館施設利用料金

区分		利用料金の額（1日につき）
企画展示室	入場料を徴収しない場合	30,480円
	入場料を徴収する場合	91,450円
特別展示室	入場料を徴収しない場合	39,920円
	入場料を徴収する場合	119,750円
実習室	入場料を徴収しない場合	12,000円
	入場料を徴収する場合	36,100円
講座室	入場料を徴収しない場合	21,200円
	入場料を徴収する場合	63,700円

イ 美術館施設利用料金

区分		利用料金の額（1日につき）
県民ギャラリー1		10,800円
県民ギャラリー2		10,000円
県民ギャラリー3		10,000円
県民ギャラリースタジオ		10,900円
県民アトリエ	入場料を徴収しない場合	9,360円
	入場料を徴収する場合	28,000円
子供アトリエ	入場料を徴収しない場合	10,000円
	入場料を徴収する場合	30,000円
企画展示室1	入場料を徴収しない場合	34,370円
	入場料を徴収する場合	103,080円
企画展示室2	入場料を徴収しない場合	42,640円
	入場料を徴収する場合	127,920円
講座室	入場料を徴収しない場合	12,100円
	入場料を徴収する場合	36,500円

ウ その他施設利用料金

区分		利用料金の額（1時間につき）
講堂	入場料を徴収しない場合	4,500円
	入場料を徴収する場合	13,600円

備考

- 1 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。
- 2 利用料金の額が1時間を単位として定められている施設等の利用者が許可された利用時間を超過して当該施設等を利用する場合における利用料金の額は、この表の区分に従い、次のとおりとする。
 - (1) 午前9時から午後6時（金曜日及び土曜日にあつては、午後8時）までの間は、超過時間30分間（30分間に満たない端数は、これを30分間とする。）につき、当該区分に定める利用料金の額の2分の1の額に100分の120を乗じて得た額
 - (2) 午後6時（金曜日及び土曜日にあつては、午後8時）後は、超過時間30分間（30分間に満たない端数は、これを30分間とする。）につき、当該区分に定める利用料金の額の2分の1の額に100分の150を乗じて得た額
- (2) 附属設備利用料金
 - ア 附属設備（冷房設備を除く。）の利用料金

種別	品名	単位	利用料金の額
舞台器具	演台	1台	340円
	花台	1台	120円
	司会台	1台	170円
音響器具	メインスピーカー	1式	1,100円
	コンデンサーマイク	1本	340円
	ワイヤレスマイク	1本	670円
	ダイナミックマイク	1本	230円
	ビデオテープレコーダー	1台	780円
	DVDプレーヤー	1台	1,380円
	CD、MDプレーヤー	1台	440円
	HD/DVDレコーダー	1台	1,380円
照明器具	ボーダーライト	1列	340円
	サスペンションライト	1列	550円
	アッパーホリゾンライト	1列	780円
	シーリングライト	1列	670円
	センターピンスポットライト	1台	440円
その他	書画カメラ	1台	880円
	ビデオプロジェクター	1台	1,540円
	電動スクリーン	1式	1,220円
	35ミリフィルム映写機	1式	5,240円

備考 附属設備利用料金の額は、1ステージごとの額とする。ただし、長時間連続して利用する場合は、4時間ごとに1ステージとみなす。

イ 冷房設備の利用料金

区分		単位	利用料金の額
博物館施設	企画展示室	1時間までごとに	660円
	特別展示室	1時間までごとに	870円
	実習室	1時間までごとに	200円
	講座室	1時間までごとに	360円
美術館施設	県民ギャラリー1	1時間までごとに	180円
	県民ギャラリー2	1時間までごとに	170円
	県民ギャラリー3	1時間までごとに	170円
	県民ギャラリースタジオ	1時間までごとに	190円
	県民アトリエ	1時間までごとに	150円
	子供アトリエ	1時間までごとに	170円
	企画展示室1	1時間までごとに	740円
	企画展示室2	1時間までごとに	930円
	講座室	1時間までごとに	210円
その他施設	講堂	1時間までごとに	620円

沖縄県告示第213号

特別国体シンボルマーク取扱規程及び復帰記念沖縄特別国民体育大会競技用具等貸付規程を廃止する告示を次のように定める。

令和3年3月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

特別国体シンボルマーク取扱規程及び復帰記念沖縄特別国民体育大会競技用具等貸付規程を廃止する告示

次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 特別国体シンボルマーク取扱規程（昭和47年沖縄県告示第131号）
- (2) 復帰記念沖縄特別国民体育大会競技用具等貸付規程（昭和47年沖縄県告示第175号）

附 則

この告示は、令和3年3月30日から施行する。

沖縄県告示第214号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和3年3月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 起業者の名称 宜野湾市
- 2 事業の種類 新城地区学習等供用施設建設事業
- 3 起業地

- (1) 収用の部分 宜野湾市新城二丁目地内
- (2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

新城地区学習等供用施設建設事業（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体である宜野湾市が事業主体となって、起業地内に地域における学習、保育、休養及び集会の用に供するための学習等供用施設を新設する事業であるから、当該施設は法第3条第32号に定める地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

宜野湾市は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、本件事業の実施に必要な財政措置を講じていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益について

新城区公民館（以下「旧公民館」という。）は、地域の防犯活動、交通安全の指導、高齢者に対するデイサービス事業等を行う新城区自治会の活動拠点として使用される等、地域において重要な役割を果たしてきた。また、旧公民館は、周辺住民の避難所として指定されており、地域に必要不可欠なものであった。しかし、住民が長年利用してきた同建物は、外壁部分のコンクリートの剥離及び破損による落下、柱の亀裂等があり、市が実施した劣化診断調査において、激しい劣化がかなり広範囲に及んでいることが判明したことから、令和3年2月に取り壊された。

このことにより、地域住民の様々な活動が制限されるとともに、災害時の迅速かつ安全な避難に支障を来すおそれがある。

新城地区学習等供用施設建設事業は、このような状況に対応するため第四次宜野湾市総合計画基本構想・後期基本計画に基づき計画されたものであり、平時は地域住民の教養の向上及び健康増進のための活動、自治会等の活動その他地域活動の拠点として、災害時は周辺住民の避難所として利用することができる学習等供用施設を建設するものである。本件事業の施行により、地域コミュニティの活性化及び災害時の周辺住民の安全の確保に資することが見込める。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業に係る起業地内に、文化財保護法（平成25年法律第214号）に規定された埋蔵文化財及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定された動植物は確認されておらず、確認された場合には各関係部署と十分な調整を行うとともに、各関連法に基づき適切な措置を講ずるとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定に当たっては、本件事業に必要な面積が確保できること及び土地利用の容易性の観点からの評価のほか、起業地内に設置されていた旧公民館が指定避難所であったこと等を考慮しており、最も合理的である。

したがって、本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

令和3年2月に旧公民館が取り壊されたことにより、地域の自治会等の活動拠点がなくなり、その活動が制限されているほか、新城地区内の指定避難所の数が減ることで、地域住民の安全安心な生活にも支障を来しており、本件施設整備を早急に施行する必要がある。また、地域住民や新城区自治会から事業を早期に施行するよう要望もなされている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業に相当程度長期に渡って継続的に供されるものであるから、収用の範囲の別についても合理性が認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件を全て満たしているので、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 宜野湾市市民経済部市民生活課

沖縄県告示第215号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成27年沖縄県告示第547号で認可した石垣都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年3月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 石垣市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 石垣都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・11号
- 3 事業施行期間 平成27年10月27日から令和5年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

沖縄県告示第216号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和3年3月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 基本測量を実施する地域 沖縄県全域
- 2 基本測量を実施する期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 作業種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）

沖縄県告示第217号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和3年3月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 基本測量を実施する地域 沖縄県全域
- 2 基本測量を実施する期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 作業種類 基本測量（国土広域情報修正）

沖縄県告示第218号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年3月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
真玉橋(1)	豊見城市字真玉橋の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び豊見城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
上田(1)	豊見城市字上田の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び豊見城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
饒波後原(2)	豊見城市字饒波及び字根差部の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び豊見城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
嘉数	豊見城市字根差部の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び豊見城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第219号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年3月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
仲村渠-2	南城市玉城字仲村渠の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
大城	南城市大里字大城の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第220号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域を次のとおり解除する。

令和3年3月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の解除の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
我那覇(2)	豊見城市字我那覇の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び豊見城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
真玉橋(1)	豊見城市字真玉橋の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び豊見城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
上田(1)	豊見城市字上田の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び豊見城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

	城市役所において縦覧に供する。)	
饒波後原(2)	豊見城市字饒波及び字根差部の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び豊見城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
嘉数	豊見城市字根差部の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び豊見城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第221号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域を次のとおり解除する。

令和3年3月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の解除の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
仲村渠-2	南城市玉城字仲村渠の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
大城	南城市大里字大城の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第222号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年3月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
池原(1)	沖縄市池原一丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
池原(2)	沖縄市池原一丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
池原(3)	沖縄市池原一丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
池原(4)	沖縄市池原一丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
池原(5)	沖縄市池原二丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
知花	沖縄市松本三丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
八重島(2)	沖縄市八重島二丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
嘉間良(1)	沖縄市嘉間良一丁目、住吉二丁目及び中央三丁目の区域のうち、次の図	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

	に示す区域		
嘉間良(2)	沖縄市嘉間良一丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
嘉間良(3)	沖縄市嘉間良一丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
嘉間良(4)	沖縄市嘉間良一丁目及び中央三丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
嘉間良(5)	沖縄市嘉間良一丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
嘉間良(6)	沖縄市嘉間良二丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
室川(1)	沖縄市室川一丁目及び仲宗根町の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
室川(2)	沖縄市室川二丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
園田(1)	沖縄市園田二丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
園田(2)	沖縄市園田三丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
久保田(2)	沖縄市久保田二丁目及び園田三丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
南桃原(1)	沖縄市南桃原四丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
南桃原(2)	沖縄市南桃原三丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
山里	沖縄市山里一丁目及び諸見里三丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
高原(1)	沖縄市高原四丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
高原(2)	沖縄市胡屋七丁目及び高原一丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
比屋根(1)	沖縄市比屋根七丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
比屋根(2)	沖縄市比屋根七丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
比屋根(4)	沖縄市胡屋七丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
比屋根(5)	沖縄市比屋根四丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
与儀(1)	沖縄市与儀二丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
古謝(1)	沖縄市古謝一丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
古謝(2)	沖縄市古謝一丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

	の図に示す区域		
高原(3)	沖縄市高原一丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
与儀(4)	沖縄市与儀一丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
与儀(5)	沖縄市与儀三丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
比屋根(3)	沖縄市比屋根七丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
与儀(3)	沖縄市与儀二丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
越来	沖縄市越来一丁目及び越来二丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び沖縄市役所において縦覧に供する。)

沖縄県告示第223号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年3月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
真玉橋(1)	豊見城市字真玉橋の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
根差部	豊見城市字根差部の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
我那覇	豊見城市字我那覇の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
上田(2)	豊見城市字上田及び字渡嘉敷の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
金良	豊見城市字金良の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
翁長	豊見城市字翁長の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
真玉橋(3)	豊見城市字真玉橋の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
饒波後原(1)	豊見城市字饒波の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
平良	豊見城市字平良の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
高安(1)	豊見城市字高安の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
豊見城(3)	豊見城市字豊見城の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

豊見城(2)	豊見城市字豊見城の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
豊見城渡嘉敷	豊見城市字渡嘉敷の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
田頭	豊見城市字田頭の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
真玉橋(2)	豊見城市字真玉橋の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
嘉数	豊見城市字根差部の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
豊見城(1)	豊見城市字我那覇の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
饒波原	豊見城市字饒波の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
瀬長	豊見城市字瀬長の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
瀬長(2)	豊見城市字瀬長の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
与根	豊見城市字与根の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
豊見城渡嘉敷(2)	豊見城市字渡嘉敷の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
真玉橋341-B 29-08	豊見城市字真玉橋及び字嘉数の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び豊見城市役所において縦覧に供する。)

沖縄県告示第224号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年3月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
古堅(2)	南城市大里字古堅及び大里字平良の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大里江原(2)	南城市大里字大里及び大里字平良の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大城(2)	南城市大里字大城の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
稲福	南城市大里字稲嶺の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
新里	南城市佐敷字新里の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

垣花	南城市玉城字垣花の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
中山(1)	南城市玉城字中山の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
中山(2)	南城市玉城字中山の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
仲村渠－2	南城市玉城字仲村渠の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
古堅	南城市大里字古堅の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大里平良－1	南城市大里字大里の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大里平良－2	南城市大里字大里の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大里江原	南城市大里字大里及び大里字平良の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大里仲間(1)	南城市大里字仲間の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大里仲間(2)－1	南城市大里字仲間及び大里字稲嶺の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大里仲間(2)－2	南城市大里字仲間の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
稲嶺(2)	南城市大里字稲嶺及び大里字仲間の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
鍋底原	南城市大里字稲嶺の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
親慶原	南城市玉城字親慶原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
仲村渠－1	南城市玉城字仲村渠の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
百名	南城市玉城字百名の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
百名(2)	南城市玉城字百名の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
百名(3)	南城市玉城字百名及び玉城字仲村渠の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
百名(4)	南城市玉城字百名及び玉城字玉城の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
新原	南城市玉城字百名の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
富里	南城市玉城字富里及び玉城字中山の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
久手堅	南城市知念字久手堅の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

安座真-1	南城市知念字安座真の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
安座真-2	南城市知念字安座真の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
小谷347-A30-10-2	南城市佐敷字小谷及び佐敷字津波古の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
津波古347-A30-12	南城市佐敷字津波古の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
新里347-A33-02	南城市佐敷字新里の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
佐敷347-A33-03	南城市佐敷字佐敷の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
手登根347-A33-04	南城市佐敷字手登根及び佐敷字佐敷の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
伊原347-A30-13	南城市佐敷字伊原の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
伊原347-B30-14	南城市佐敷字伊原及び佐敷字屋比久の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。)

沖縄県告示第225号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年3月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
糸満(2)	糸満市字糸満の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
糸満(1)	糸満市字糸満の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
糸満(3)	糸満市字糸満の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
糸満(4)	糸満市字糸満の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
潮平(1)	糸満市字潮平の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
潮平(2)	糸満市字潮平の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大里	糸満市字大里の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び糸満市役所において縦覧に供する。)

沖縄県告示第226号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年3月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 組合の名称 那覇市宇栄原南土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 那覇市宇栄原959番地1
- 3 施行地区 那覇市宇栄原松川原、久真安良原、津真原及び我半田原並びに豊見城市宇我那覇後原の各一部
- 4 事業施行期間 昭和53年3月16日から令和6年3月31日まで
- 5 設立認可の年月日 昭和53年3月9日
- 6 変更の内容 事業施行期間の変更及び資金計画の変更
- 7 変更認可の年月日 令和3年3月16日

沖縄県告示第227号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、市街地再開発組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年3月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 組合の名称 沖縄市山里第一地区市街地再開発組合
- 2 事務所の所在地 沖縄市山里二丁目1番8号
- 3 事業施行期間 平成27年4月21日から令和4年3月31日まで
- 4 施行地区 沖縄市山里一丁目、山里二丁目、久保田一丁目及び諸見里三丁目の各一部
- 5 設立認可の年月日 平成27年3月26日
- 6 変更の内容 事業施行期間を「平成27年4月21日から令和3年3月31日まで」から「平成27年4月21日から令和4年3月31日まで」に変更する。
- 7 変更の認可の年月日 令和3年3月4日

沖縄県告示第228号

文化財保存事業費補助金交付要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和3年3月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

文化財保存事業費補助金交付要綱を廃止する告示

文化財保存事業費補助金交付要綱（昭和48年沖縄県告示第142号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 名護都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・4号伊差川線
- 2 施行者の名称 沖縄県

- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 取用の部分 平成19年沖縄総合事務局告示第33号及び平成20年沖縄総合事務局告示第26号の事業地のうち名護市大北三丁目地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成19年7月3日から令和6年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業地の変更及び事業施行期間の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 名護都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・4号伊差川線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 取用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成20年1月4日から令和6年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 名護都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・4号伊差川線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 取用の部分 平成26年沖縄総合事務局告示第33号の事業地のうち名護市字伊差川喜知留原、伊差川原及び大又地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成26年4月1日から令和6年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業地の変更及び事業施行期間の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 中部広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・2・5号県道24号線バイパス及び3・4・3号県道24号線
- 2 施行者の名称 沖縄県

- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成15年10月29日から令和8年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・34号県道153号線及び3・4・5号松川石嶺線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成10年7月30日から令和6年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・2・4号那覇内環状線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成24年2月15日から令和8年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 南城都市計画道路事業
 - (2) 名称 1・4・1号南部東道路
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地

- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成27年7月22日から令和7年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 南城都市計画道路事業
 - (2) 名称 1・4・1号南部東道路
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成27年7月22日から令和7年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画及び中部広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 9・6・1沖縄県総合運動公園
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 事業施行期間 昭和56年11月11日から令和8年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、宮古島市から送付のあった宮古都市計画汚物処理場の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和3年3月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 宮1号宮古島し尿処理施設
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

訓 令

沖縄県訓令第16号

知 事 部 局

労働委員会事務局

沖縄県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

沖縄県職員安全衛生管理規程（平成19年沖縄県訓令第39号）の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式中「印」を削る。

第3号様式中「印」及び「性別：」を削る。

第4号様式中 「

職 名		性別	男・女
-----	--	----	-----

」を「

職 名	
-----	--

」

--

に改め、「印」を削る。

第5号様式中 「

生年月日		(歳)	性別	男・女
------	--	------	----	-----

」を「

生年月日	
------	--

」

(歳)

に改める。

第5号様式の2中「(男・女)」を削る。

第5号様式の3中 「

職 名		性 別	男・女
-----	--	-----	-----

」を「

職 名	
-----	--

」

--

に、「産業医

--

印」を「産業医(署名)」に改める。

第5号様式の4中「(男・女)」を削り、「産業医

--

印」を「産業医(署名)」に改める。

第6号様式中「印」を削る。

第7号様式中 「

職 名		性 別	男・女
-----	--	-----	-----

」を「

職 名	
-----	--

」

--

に改め、「印」を削る。

第8号様式中 「

職名		性別	男・女
----	--	----	-----

」を「

職名	
----	--

」

--

に改め、「印」を削る。

第9号様式中 「

年齢(歳)	性別

」を「

年齢(歳)

」に改め、「印」を削る。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

企 業 局 事 項

沖縄県企業局訓令第2号

沖縄県企業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次の

ように定める。

令和3年3月30日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 棚 原 憲 実

沖縄県企業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令

沖縄県企業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程（令和8年沖縄県企業局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第15条第10号中「7月から9月まで」を「6月から10月まで」に改め、同条に次の2号を加える。

- (1) 妊娠中又は出産後1年以内の女性の会計年度任用職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査を受ける場合 所属長の定める勤務時間の範囲内で、妊娠満23週までにあつては4週間に1回、妊娠満24週から満35週までにあつては2週間に1回、妊娠満36週から出産までにあつては1週間に1回、産後1年までにあつてはその間に1回（医師等の特別の指示があつた場合にあつては、いずれの期間についてもその指示された回数）を限度として、その都度必要と認められる時間
- (2) 妊娠中の女性の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認められる場合 所属長が定める勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認める時間

第16条第1項第12号中「（昭和40年法律第141号）」を削り、同項第13号を削る。

附 則

この訓令は、令和3年3月30日から施行する。

病院事業局事項

沖縄県病院事業局訓令第8号

沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月30日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我 那 覇 仁

沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令

沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程（令和2年沖縄県病院事業局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第19条に次の2号を加える。

- (1) 妊娠中又は出産後1年以内の女性の会計年度任用職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査を受ける場合 管理者の定める勤務時間の範囲内（離島の勤務公署に勤務する女性の会計年度任用職員が交通機関等の事情により管理者が定める勤務時間の範囲内で受診することが困難である場合にあつては、その都度必要と認められる時間の範囲内）で、妊娠満23週までにあつては4週間に1回、妊娠満24週から満35週までにあつては2週間に1回、妊娠満36週から出産までにあつては1週間に1回、産後1年までにあつてはその間に1回（医師等の特別の指示があつた場合にあつては、いずれの期間についてもその指示された回数）を限度として、その都度必要と認められる時間
- (2) 妊娠中の女性の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認められる場合 管理者が定める勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認める時間

第20条第1項第12号を削り、同項第13号を同項第12号とし、同項第14号を削る。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、令和3年沖縄県選挙管理委員会告示第1号は、廃止する。

令和3年3月30日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,455
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 246,589
- 3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名称	3分の1の数
名護市選挙区	16,752
うるま市選挙区	32,856
沖縄市選挙区	37,335
宜野湾市選挙区	26,219
浦添市選挙区	30,330
那覇市・南部離島選挙区	89,636
豊見城市選挙区	16,820
島尻・南城市選挙区	35,429
糸満市選挙区	16,109
宮古島市選挙区	15,225
石垣市選挙区	14,668
国頭郡選挙区	18,120
中頭郡選挙区	41,408

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 有限会社 アイドマ印刷 〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)
---	--